

平成 30 年 9 月 3 日

会員各位

公益社団法人 日本コンクリート工学会
選挙管理委員会 委員長 阿部 道彦

代 議 員 選 挙 の 公 示

日本コンクリート工学会は定款にて、会員の中から代議員を選出し法令上の社員とする旨を定めております。

すなわち、代議員が公益社団法人日本コンクリート工学会の法令上の社員となり、社員総会を構成し、社員総会の議決権を持つこととなります。この代議員は全会員から立候補を求め、全会員の投票で選出されます。また、選出にあたっては、理事会から独立して行うことになっております。

前回の代議員選挙は、平成 28 年に実施しました。代議員の任期は 2 年間ですので、現在の代議員の方は、本年 12 月に任期満了となります。

ついては、代議員選挙規則に基づき、下記のとおり代議員選挙を実施致しますので公示します。

なお、今回選出する代議員の任期は、定款第 5 条第 6 項の定めにより、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとなります。

記

1. 選挙人

平成 30 年 9 月 1 日現在の会員台帳登録者としてします。

2. 被選挙人

平成 30 年 9 月 1 日現在の会員台帳登録者としてします。

ただし、次の会員の方は代議員選挙規則第 6 条第 2 項および第 3 項の定めにより候補者になることはできません。

- ① 現在の理事および監事
- ② 現在の代議員

3. 選挙区および代議員定数

代議員の選挙は、定款第 51 条に定める支部を選挙区にして行います。

代議員選挙規則第 3 条に基づく各選挙区の代議員定数、および同規則第 4 条第 2 項に基づく代議員補欠者の定数は、次のとおりです。

選挙区	選挙区名	代議員定数	代議員補欠者の定数
第1区	北海道支部地区	5 名	2 名
第2区	東北支部地区	5 名	2 名
第3区	関東支部地区	32 名	3 名
第4区	中部支部地区	8 名	2 名
第5区	近畿支部地区	9 名	2 名
第6区	中国支部地区	5 名	2 名
第7区	四国支部地区	5 名	2 名
第8区	九州支部地区	7 名	2 名
	合 計	76 名	17 名

※海外在住会員は、関東支部地区を選挙区とします。

4. 代議員立候補者

代議員へ立候補する会員は、同一選挙区 2 名以上の会員の推薦を得て、次の代議員立候補届様式により、選挙区、氏名、会員番号、自宅、勤務先等および推薦者名等を記載のうえ、平成 30 年 10 月 31 日までに所属支部へ届け出てください。

5. 代議員の選挙

- 1) 選挙管理委員会は、選挙区ごとの代議員立候補者および各支部から推薦された代議員候補者を記載した名簿と投票用紙を平成 30 年 11 月末日までに各会員にお送りしますので、会員の皆様は所定の投票用紙と返信用封筒を使って投票締切日までに投票してください。

2) 投票締切日 平成30年12月10日(月)(当日消印有効)

3) 投票用紙送付場所

〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目7番地 相互半蔵門ビル12F
公益社団法人 日本コンクリート工学会 選挙管理委員会

6. 開票、代議員および代議員補欠者の決定

1) 開票は平成30年12月20日(木)に行います。

2) 開票の結果、代議員選挙規則第11条の規定により、信任票が多い順に代議員の定数に達するまでのものを代議員の当選者とし、次点以下代議員補欠者の定数に達するまでのものを代議員補欠者の当選者とします。

3) 代議員および代議員補欠者の当選者を決めるにあたり、信任票が同数の場合は、選挙管理委員1名以上が立会うくじで決めます。

また、代議員補欠者の当選者で信任票が同数のものがある場合にも、選挙管理委員1名以上が立会うくじで代議員選挙規則第4条第3項に定める代議員補充の優先順位を決めます。

7. 代議員の公示

選挙の結果は、平成30年12月末日までに本学会のホームページに公示するとともに、掲載可能な最新号の会誌でもお知らせします。

以上

代議員立候補届様式 (A4版)

(この様式のExcelファイルは、各支部に用意してあります)

代議員立候補届	
公益社団法人 日本コンクリート工学会 選挙管理委員会 委員長 阿部 道彦 殿	
平成30年 月 日	
私は、日本コンクリート工学会代議員選挙規則第10条第1項の定めにより、 代議員へ立候補致したく推薦者名を付してお届け致します。	
選挙区	支部地区
フリガナ	
氏名	◎
会員番号	
自宅住所	〒
TEL	
E-mail	
勤務先名	
所属名・役職名	*
勤務先所在地	〒
TEL	
E-mail	
推薦者名①	◎
会員番号	
推薦者勤務先名	
推薦者勤務先所在地	〒
推薦者名②	◎
会員番号	
推薦者勤務先名	
推薦者勤務先所在地	〒

*立候補には、同一選挙区の会員2名以上の推薦が必要です。

(目的)

第1条 代議員の選挙は、定款に定めるところによるほか、この規則によって行う。

(選挙区)

第2条 この選挙の選挙区は、定款第51条に定める支部を選挙区とし、次のとおり8選挙区とする。

第1区 北海道支部地区 第2区 東北支部地区 第3区 関東支部地区 第4区 中部支部地区
第5区 近畿支部地区 第6区 中国支部地区 第7区 四国支部地区 第8区 九州支部地区

(定数)

第3条 各選挙区の代議員の定数は、定款第5条第2項の定めに基づき、選挙が行われる年の4月1日現在の各選挙区在住会員数に基づき、理事会が定める。

2. 代議員は、その選出された選挙区外に住所を変更した場合でも、選出された選挙区の定数に含まれるものとする。

(代議員補欠者)

第4条 代議員に欠員が生じた場合に、代議員を補充する者として、代議員補欠者をあらかじめ選任する。

2. 前項の代議員補欠者の数は、当該選挙区の代議員の定数が10名以内のときは2名、10名を超えるときは3名とする。
3. 代議員補欠者の任期は次期代議員選挙までとし、その間に代議員の欠員を生じたときは信任票の多い順に補充する。ただし、その補充者をもって足りないときは、欠員のままとする。
4. 代議員補欠者が、選挙された選挙地区外に住所を変更したときは、その資格を失う。

(選挙人)

第5条 選挙人は、選挙が行われる年の9月1日現在に会員台帳に登録されている会員全員とする。

(被選挙人)

第6条 選挙が行われる年の9月1日現在の会員台帳に登録されている会員は、代議員および代議員補欠者選挙に立候補し、または推薦されて候補者になることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、役員は代議員に立候補することはできない。また、代議員が役員になったら代議員の資格を失う。
3. 代議員は、重任することはできない。ただし、退任後2年間置いて再任することは妨げない。

(所属選挙区)

第7条 選挙人および被選挙人の所属選挙区は、選挙が行われる年の9月1日現在の会員台帳に記載の学会誌送付先によって定める。

(選挙の管理)

第8条 代議員の選挙は、選挙管理委員会が全選挙区を管理する。

2. 選挙管理委員は、理事が兼任することはできない。

(選挙の公示)

第9条 選挙管理委員会は、選挙のある年の12月末日までに選挙が終了するよう第10条に定めるスケジュールに従い選挙日程を作成し、9月末日までに会誌ならびに学会のホームページに公示する。

(候補者)

第10条 代議員へ立候補する者は、2名以上の会員の推薦を得て、10月31日までに別に定める様式により候補者の所属する地区の支部に届け出るものとする。

2. 支部長は、支部の定めるところにより、前記の届出のあった候補者を含め、当該選挙区で選挙すべき代議員及び代議員補欠者の数以上の候補者を定め、これを選挙のある年の11月15日までに選挙管理委員会に通知しなければならない。
3. 選挙管理委員会は、選挙区ごとに候補者の氏名、年齢、勤務先、役職等を記載した名簿を作成し、これを投票用紙とともに有権者に送付する。
4. 選挙は12月末日までに終了させる。

(選挙の方法)

第 11 条 代議員および代議員補欠者の選出は、投票により行う。

2. 投票は全選挙人が候補者の中の信任者に印をつけることにより行い、信任票数が多い順に代議員定数に達するまでのものを代議員の当選者とし、次点以下代議員補欠者定数に達するまでのものを代議員補欠者の当選者とする。
3. 代議員および代議員補欠者の当選者を定めるに当り信任票数が同じであるときは、選挙管理委員 1 名以上が立会うくじで定める。また、代議員補欠者の当選者で信任票数が同じものがある場合も、選挙管理委員 1 名以上が立会うくじで第 4 条第 3 項に定める補充の優先順位を定める。
4. 第 2 項の定めにかかわらず、代議員定数の多い選挙区では、選挙管理委員会は別途簡易的な選挙方法を選択することができる。

(代議員の公示)

第 12 条 選挙管理委員会は、この選挙の結果を理事会に報告するとともに会誌及びホームページに公示しなければならない。

(代議員選挙の細部)

第 13 条 この規則に定めのない代議員選挙にかかわる細部については、選挙管理委員会で決定する。

(規則の改定)

第 14 条 この規則の改定は、理事会の決議を経て行う。

<ご参考 2 >

代議員が議決権を有する社員総会の権限及び決議要件

(権限)

定款第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。ただし、第 4 号については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「法人法施行規則」という。）第 48 条に定める要件に該当する場合には、法人法第 127 条の定めにより、社員総会の決議に代えて定時社員総会に報告するものとする。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等に係る規程
- (4) 計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして、法令又は定款で定められた事項

(決議)

定款第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思表示があった場合、及び出席できない代議員が第 20 条の手続きに従って委任状を提出した場合は、当該代議員を出席者とみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

以上